



に改め、別表第三の2の表中

課を課室

に改め、同表政策企画課の部に次の

ように加える。

やまぐち未来のまち開発室 農業試験場等 / 跡地の開発に係る総合調整に関する事務	(1) 農業試験場等跡地の開発に関する基 本的施策の決定	○							
		(2) 農業試験場等 跡地の開発に係 る施策の企画、 推進及び調整		○				○	

別表第三の3の表を削り、別表第三の4の表環境政策課の部16の項の(1)中「(6)」を「(1)」に改め、同項中(1)を(2)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 資料の提出の要求等 (法第56条第2項)									○
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第三の4の表環境政策課の部18の項中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を削り、(5)を(2)とし、(6)から(9)までを(3)から(6)までとし、同項の(8)中「及び意見聴取」及び「第2項」を削り、同項中(8)を(7)とし、(11)を(8)とし、(12)を削り、(13)を(9)とし、(14)を(10)とし、(15)及び(16)を削り、同項の(17)中「(6)」を「(10)」に改め、同項の(17)を同項の(11)とし、同部19の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを(2)から(7)までとし、(9)を削り、同項の(8)中「(9)」を「(7)」に改め、同項の(8)を同項の(8)とし、同部20の項の(2)及び(3)を削り、同項の(4)中「から(3)まで」を削り、同項の(4)を同項の(2)とし、同部21の項中(3)及び(4)を削り、同項の(5)中「から(4)まで」を「及び(2)」に改め、同項の(5)を同項の(3)とし、同表廃棄物・リサイクル対策課の部中8の項を10の項とし、5の項から7の項までを11項ずつ繰り下げ、4の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第99号。以下この項において「法」といふ。)の施行に関する事務	(1) 都道府県食品ロス削減推進計画の策定 (法第12条第1項)	○							
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。			○					

別表第三の4の表廃棄物・リサイクル対策課の部中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海浜環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第62号。以下この項において「法」といふ。)の施行に関する事務	(1) 地域計画の作成 (法第4条第1項)	○							
	(2) 協力の求め (法第9条第1項、第20条)			○					
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。					○			

別表第三の4の表を別表第三の3の表とし、別表第三の5の表(1)も政策課の部5の項中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(6)までを(3)から(5)までとし、同項の(7)中「(6)」を「(5)」に改め、同項の(7)を同項の(6)とし、同部8の項の(2)を削り、同項の(3)中「第21条の4第2項」を「第21条の3第2項」に改め、同項中(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同表を別表第三の4の表とし、別表第三の6の表中「商工労働部」を「産業労働部」とし、

課を課室  
に改め、同表環境政策の部中「商政課」を「産業政策課」に改め、同部

1の項から3の項までを次のように改める。

/ 産業(農林水産業を除く。以下この項において「産業」といふ。)及び労働に関する総合調整に関する事務	(1) 産業及び労働に関する基本的施策の決定	○							
		(2) 産業及び労働に係る施策の企画、推進及び調整			○				
2 産業戦略本部に関する事務	(1) 産業戦略本部の会議の開催			○					
	(2) 産業戦略本部の会議に提出する案件の調整				○				
3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長	(1) 基本計画の作成及び変更 (法第4条第1項、第5条第1項)	○							

展の基盤強化に 関する法律(以 下この項にお いて「法」とい う。)の施行に 関する事務	(2) 協議会の組織(法第7条第1項)								
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。								

別表第三の6の表経営金融課の部中4の項及び5の項を削り、6の項を4の項とし、7の項から21の項までを二項ずつ繰り上げ、同表新産業振興課の部を次のように改める。

産業分野にお ける脱炭素化 に関する施策 の企画、総 合調整する 事務	(1) 産業分野における脱炭素化に関する基本的施策の決定	○							
		(2) 産業分野における脱炭素化に係る施策の企画、総合調整及び推進							
産業分野にお ける脱炭素化 に関する施策 の企画、総 合調整する 事務	(2) 産業分野における脱炭素化に係る施策の企画、総合調整及び推進	○							
		室長が特に重要と認めるもの							
産業分野にお ける脱炭素化 に関する施策 の企画、総 合調整する 事務	(2) 産業分野における脱炭素化に係る施策の企画、総合調整及び推進	○							
		室長が特に重要と認めるもの以外のもの							

別表第三の6の表経営金融課の部中16の項を21の項とし、2の項から15の項までを五項ずつ繰り下げ、1の項を6の項とし、同項の前に次のように加える。

/ 流通業務の総 合化及び効率 化の促進に関 する法律(平成 17年法律第 85号。以下 この項にお いて「法」と いう。)の施行 に関する事務	(1) 総合効率化計画の認定(法第4条第1項)								
	(2) 総合効率化計画の変更の認定及び取消(法第5条第1項、第2項)								
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。								
2 大規模小売店 舗立地法(平 成10年法律 第97号。以 下この項に おいて「法」 という。)の 施行に関する 事務	(1) 意見(法第8条第4項)								
	(2) 勧告(法第9条第1項)								
	(3) 公表(法第9条第7項)								
	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。								
3 小売商業調整 特別措置法(昭 和34年法律 第55号。以 下この項に おいて「法」 という。)の 施行に関する 事務	(1) 調整勧告(法第16条の3第1項)								
	(2) 勧告に従わない旨の公表(法第16条の3第4項)								
	(3) 一時停止勧告(法第16条の4第1項)								
	(4) 調整命令(法第16条の5第1項)								
	(5) 調整措置についての申出(法第16条の6第1項)								

中小企業の大 規模化の事業 に関する法律 (昭和52年 法律第74号 。以下この 項において 「法」とい う。)の施行 に関する事務	(1) 調整の申出に係る意見の申出(法第6条第3項)								
		(9) (1)から(8)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。							
中小小売商業 振興法(昭和 48年法律第 107号。以 下この項に おいて「法」 という。)の 施行に関する 事務	(1) 高度化事業計画の認定の取消し(中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第266号)第9条第2項)								
		(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。							

別表第三の6の表経営金融課の部の次に次のように加える。

/ 新産業の振興 に関する事務	(1) 新産業振興の基本方針の決定								
		(2) 新産業振興計画の策定							
		(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の新産業の振興に関すること。							
1 内外市場調査 及び貿易に関 する事務	(1) 内外市場調査、見本市の開催等の基本計画の策定								
		(2) 内外市場調査、見本市の開催等の具体的計画の作成							
		(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の内外市場調査及び貿易に関すること。							
2 地方独立行政 法(昭和25 年法律第1 00号。以下 この項にお いて「法」 という。)第 8条第2項	(1) 定款の変更(地方独立行政法(以下この項において「法」という。)第8条第2項)								
		(2) 理事長又は監事の任命(法第14条第1項、第2項)							

一	(3) 理事長又は監事の解任 (法第17条第1項-第3項)	○							
	(4) 役員等の損害賠償責任の免除の承認 (法第19条の2第2項、第4項)	○							
	(5) 業務方法書の認可 (法第22条第1項)	○							
	(6) 料金の上限の認可 (法第23条第1項)	○							
	(7) 中期目標の設定及び変更 (法第25条第1項)	○							
	(8) 中期計画の認可及び変更命令 (法第26条第1項、第3項)	○							
	(9) 業務の実績に関する評価等 (法第28条第1項、第6項)	○							
	(10) 業務の廃止等の措置 (法第30条第1項)	○							
	(11) 財務諸表の承認 (法第30条第1項)	○							
	(12) 会計監査人の選任 (法第36条)	○							
	(13) 会計監査人の解任 (法第39条)	○							
	(14) 残余の額及び積立金の処理に係る承認 (法第40条第3項、第4項)	○							
	(15) 限度額を超えた短期借入金の認可 (法第41条第1項)	○							
	(16) 短期借入金の借換えの認可 (法第41条第2項)	○							
	(17) 出資等に係る不要財産の納付等の認可 (法第42条の2第1項、第2項)	○							
	(18) 簿価超過額を納付しないことの認可 (法第42条の2第3項)	○							
	(19) 重要な財産の処分等の認可 (法第44条第1項)	○							
	(20) 報告の徴収及び立入検査 (法第121条第1項)	○							
	(21) 是正等の命令 (法第122条第1項)	○							
	(22) (1)から(21)までに掲げる事項以外の地方独立行政法人山口県産業技術センターに関すること。						○		

別表第三の6の表労働政策課の第6の項の⑥中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同第4の項の⑥中「第19条の7」を「第19条の7第2項」に改め、同第17の項から19の項までを削り、16の項を17の項とし、同項の前に次のように加える。

16 県立職業能力開発校の訓練生以外に係る山口県訓練手当支給規則(昭和42年山口県規則第9号。以下この項において「規則」の施行に関する事務	(1) 訓練手当の支給制限(規則第8条)その他の規則の施行に関すること。	○						
---	--------------------------------------	---	--	--	--	--	--	--

別表第三の6の表労働政策課の部中15の項を削り、14の項を15の項とし、9の項から13の項までを一項を削り下げ、8の項の次に次のように加える。

9 労働者協同組合法(令和2年法律第78号。以下この項において「法」の施行に関する事務	(1) 一時役員を選任(法第27条第2項)その他の法の施行に関すること。	○						
---	--------------------------------------	---	--	--	--	--	--	--

別表第三の6の表に次のように加える。

産業人材の育成及び確保に関する事務	(1) 産業人材の育成及び確保に関する基本方針の決定	○						
	(2) 産業人材の育成及び確保に関する計画の策定	○						
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の産業人材の育成及び確保に関すること。	○						
	(4) 修了証書の交付(法第22条)						○	職業能力開発校
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 職業能力開発計画の策定(法第7条第1項)	○						
	(2) 関係事業主の団体に対する報告(法第7条第5項)において準用する法第6条	○						
	(3) 技能照査の実施(法第21条第1項)						○	職業能力開発校

業		人									
(5)	職業訓練指導員の免許証の交付 (法第28条第3項)										
(6)	職業訓練指導員免許の取消し (法第29条)										
(7)	職業訓練指導員試験の実施 (法第30条第1項)										
(8)	職業訓練法人 (以下この項において「法人」という。)の名称等の設定 (法第35条第4項)										
(9)	法人の設立の認可 (法第36条)										
(10)	法人の定款又は寄附行為の変更の認可 (法第39条第1項)										
(11)	法人の業務及び財産の状況の検査 (法第39条の2第2項)										
(12)	法人の解散の認可 (法第40条第2項)										
(13)	法人の設立の認可の取消し (法第41条)										
(14)	法人の残余財産の帰属の認可 (法第42条第2項、第3項)										
(15)	技能検定試験の実施等 (法第44条第2項、第4項)										
(16)	山口県職業能力開発協会 (以下この項において「県協会」という。)の設立の認可 (法第70条において準用する法第61条)										
(17)	県協会の定款の変更の認可 (法第90条において準用する法第62条第2項)										
(18)	県協会の役員の変更の認可 (法第90条において準用する法第64条第2項)										
(19)	県協会の解散の認可 (法第90条において準用する法第70条第2項)										
(20)	県協会が解散する場合の清算人の選任 (法第90条において準用する法第71条)										
(21)	県協会の財産処分の方法の認可 (法第90条において準用する法第72条第1項)										
(22)	県協会の設立の認可の取消し (法第90条において準用する法第75条)										

材	課	1	2	3	4	5
23 県協会に対する催告及び業務の停止命令 (法第90条において準用する法第75条)						
24 技能照査合格証書の交付 (職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第29条の2)						
25 (1)から24までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。						
(1) 職業に必要な技能に関する基本的施策の決定						
(2) (1)に掲げる事項以外の職業に必要な技能の振興に関すること。						
(1) 校則の制定等の承認 (規則第13条第2項) その他の規則の施行に関すること。						
(1) 訓練手当の支給制限 (規則第8条)						
(2) 受給資格の認定等 (規則第9条第3項、第4項)						
(3) 変更届に係る事実の確認等 (規則第10条第2項、第3項)						
(4) 訓練手当受給資格認定書の再交付 (規則第11条第1項)						
(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の規則の施行に関すること。						

別表第三の6の表を別表第三の5の表とし、別表第三の7の表原史編さん室の部を削り、同表を別表第三の6の表とし、別表第三の8の表農林水産政策課の部中14の項を15の項とし、4の項から13の項までを一項とし繰り下げ、3の項の(10)を次のように改める。

(10) 業務の停止又は役員の変更の命令 (法第95条第2項)						
---------------------------------	--	--	--	--	--	--



進 室	(10) 都市公園の区域の変更等 (条例第33条)	○							
	(11) (1)から(10)までに掲げる事項以外の都市公園に関すること。						○		

別表第三の9の表港湾課の一部1の項の(2)中「(4)」を「(3)」に改め、同項中(4)を(4)とし、(2)から(4)までを(3)から(5)までとし、(3)の前に次のように加える。

(30) 港湾脱炭素化推進計画の作成 (法第50条の2第1項)		○							
(31) 港湾脱炭素化推進協議会の組織 (法第50条の3第1項)		○							
(32) 脱炭素化推進地区の決定 (法第50条の5第1項)		○							
(33) 港湾環境整備計画の認定 (法第51条の2第1項)		○							
(34) 港湾環境整備計画に係る報告及び認定の取消し (法第51条の4第1項、第2項)		○							

別表第三の9の表建設課の一部1の項中(2)を(2)とし、(2)を(2)とし、(2)を(2)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 港湾運営会社の指定 (法第43条の11第6項)		○							
(21) 運営計画の変更に係る認可 (法第43条の13第1項)		○							
(22) 合併及び分割に係る認可 (法第43条の15第1項)		○							
(23) 監督命令 (法第43条の17第1項)		○							
(24) 事業の休止及び廃止に係る許可 (法第43条の18第1項)		○							
(25) 指定の取消し (法第43条の19第1項、第2項)		○							
(26) 対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査 (法第43条の23第1項)		○							

別表第三の9の表建設課の一部1の項の(2)中「又は第二種低層住居専用地域」や「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」を「第55条第3項」や「第55条第3

項、第4項」に改め、同項の(3)中「(3)」を「(6)」に改め、同項中(3)を(3)とし、(3)から(6)までを(9)から(12)までとし、同項の(5)中「第87条の3第6項」や「第87条の3第7項」に改め、同項の(5)を同項の(8)とし、同項の(8)中「第87条の3第5項」や「第87条の3第6項」に改め、同項中(9)を(9)とし、(9)の前に次のように加える。

(35) 災害救助用建築物又は公益的建築物の使用の許可の期間の延長 (法第87条の3第5項)		○							
							○		

別表第三の9の表建設指導課の一部1の項の(3)を同項の(5)とし、同項の(5)中「第85条第6項」や「第85条第7項」に改め、同項の(5)を同項の(8)とし、同項の(8)中「第85条第5項」や「第85条第6項」に改め、同項中(8)を(8)とし、(8)の前に次のように加える。

(36) 応急仮設建築物の存続の許可の期間の延長 (法第85条第5項)		○							

別表第三の9の表建設指導課の一部1の項中(3)を(3)とし、(3)から(5)までを(3)から(5)までとし、(3)の次に次のように加える。

(37) 高度地区内における建築物の高さの限度を超えるものの許可 (法第88条第2項)		○							
---	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の9の表住宅課の一部17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項の次に次のように加える。

16	不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号。以下この法において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 不動産特定共同事業者に対する指示 (法第34条第1項、第2項)	○						
		(2) 不動産特定共同事業者に対する業務停止命令 (法第35条第1項、第2項)	○						
		(3) 許可の取消し (法第36条)	○						
		(4) 不動産特定共同事業者に対する業務管理者の解任命令 (法第37条第1項、第2項)	○						
		(5) 小規模不動産特定共同事業者に対する指示 (法第37条第1項、第2項)	○						

